

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 4190
21年10月8日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

郵便サービス見直し始まる 火曜日の通配増区を求める

驚いたのは当初予想が180%と言われた4



おはようございます。郵便制度改正「郵便サービスの見直し」が始まりました。10月2日(土)、3日(日)の休配日の状況と4日(月)・5日(火)の休日明けの、通配区を中心とした配達状況及び要員の配置が適切だったかについて検証します。

2日は速達やレターパックは予想通り多かったものの、台風の影響か書留や小包が予想より少なく増配置の効果もあり順調に配達できました。3日は連休後日としては書留・小包が多かったものの多くの社員が定時内で配達が来ています。



日・月曜日ではなく5日・火曜日でした。この2〜5日の4日間で一番驚いたのは、5日・火曜日の通常郵便の多さではなかったでしょうか。

長中局の4日と5日の配達物数は両日とも、請求書発送の時期と重なったため、事業所の多い地域と住宅地中心の区では多少アンバラがあったものの、全体では150%前後の物数だったと思います。要員配置関係は4日・月曜日は各集配営業部共に通配区の増配置を行ったため、一人当たりの業務量は覚悟していたほどではなく、ほとんどの社員が1時間超勤務内で配達が完了しました。

一方、5日・火曜日は通配区の増配置は有りません。そこに前日の月曜日と大して変わらないような郵便量があったため、配達には困難を極め、2時間近い超勤者も多くいました。なぜこのような状況になったのでしょうか。



一番の原因は、これまで月曜日の配達にかかっていた日曜日に引き受けた通常郵便(翌々日配達エリアでは土曜日に引き受けた郵便も含む)が、月曜日ではなく火曜日の配達になったことです。多くの社員がこのことを見落としていたのではないのでしょうか。

「郵便サービスの見直し」では、土曜日休配と送達日数の一日繰り下げが大きな柱です。しかし送達日数繰り下げは段階的に行うもので、長崎県内では来年2月以降に行うとされています。しかしよく見ると「2021年10月以降段階的に実施」とあり、今回気づいた「日曜などに引き受けた通常郵便の火曜日配達」送達日数の繰り下げが記載されています。

このことは9月期の課長・班長会議の資料でも郵便制度改正に伴う配達イメージとして添付されていました。これには9月までの月曜日に配達し

ていた郵便のうち30%が火曜日に回るとされています。当然火曜日の郵便は大幅に増えると書かれています。しかし現場の要員配置にこの数字は生かされたのでしょうか。この中には「今まで以上に週明けの物数が大きくなり、その構えが必要だ」という事です(月曜増区、火曜増区)とも書かれています。この書き方であれば月曜日だけではなく、火曜日も通配区の増配置が必要という事ですが、どの集配営業部も火曜日増区は配置していません。

火曜日増区が必要とされながら増区無しで業務は回る、と判断したのは誰ですか！

今後ずっと火曜日は郵便増の状況です。早急な要員配置見直しを求めます。

配達応援者に組合員がいないので要求に対して回答する必要がない、とする長中局の姿勢に抗議する

9月14日に提出したクラスター発生に伴う対応についての要求書に対する長中局の回答(1〜5項に対する回答)

局回答) 当方で把握している限り、佐世保局への応援者に郵政産業ユニオンの組合員いない。対象となる組合員がいなければ、今回の要求に対して回答する必要はないと判断する。もし対象となる組合員がいるということならば、局名、部名、役職、氏名を答えていただきたい。なお、今後郵政産業ユニオンの組合員が応援者となった場合は他の応援者と同様に、新型コロナウイルス感染症に感染しないよう最大限の配慮を行う。

訂正のお知らせ
本紙9月24日の記事に誤りがありました。訂正お詫びします。

一段目
「応援に来た支社社員」を「支社社員」に訂正。
・表中13日の箇所「書留類やゆうパケット等の荷物が滞留」を「特定記録郵便やゆうパケットが滞留」に訂正します。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。
期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。めいせ、均等待遇、なげんご差別! ユニオンは労基法裁判で勝利を収め!